

キューバ産業財産庁

(指定官庁又は選択官庁)

目 次

国内段階－概要

国内段階の手続

附 属 書

手 数 料		附属書 C U. I
委 任 状		附属書 C U. II
譲 渡 証		附属書 C U. III

略語のリスト

国内官庁： キューバ産業財産庁
D L 290/2011： 発明，意匠及び実用新案に関する布告法律第290号（2011年11月20日）

指定（又は選択）官庁 CU	キューバ産業財産庁	概要 CU
国内段階に入るための要件の概要		
国内段階に入るための期間	PCT第22条(1)に基づく期間：優先日から30か月 PCT第39条(1)(a)に基づく期間：優先日から30か月	
国内官庁は権利回復を認めるか (PCT規則49.6)?	国内官庁は「相当な注意」の基準に基づき権利回復を認める	
権利回復手数料	CUP 7,200	
要求される国際出願の翻訳文の言語 ¹	スペイン語	
要求される翻訳文 ¹	PCT第22条に基づく場合：明細書・請求の範囲（補正された場合には、最初に提出したもの・補正されたものの双方、及びPCT第19条に基づく説明書）・図面の中の説明・要約 PCT第39条(1)に基づく場合：明細書・請求の範囲・図面の中の説明・要約（それらのいずれかが補正された場合には、最初に提出したもの・国際予備審査報告の附属書により補正されたものの双方）	
特別な状況において国際出願の写しが要求されるか?	要求されない	
国内官庁は国内法に基づきカラー図面を認めるか?	国内官庁に問合せされたい	
国内手数料 ^{2, 3, 4}	通貨：キューバ・ペソ（CUP） 特許： 出願手数料（公開手数料並びに第1年度及び第2年度年金を含む）：CUP 11,040 実用新案： 出願手数料（公開手数料並びに第1年度及び第2年度年金を含む）：CUP 8,400	
国内手数料の免除、減額又は払戻し ^{3, 4}	紙形式及び電子形式の両方で出願した場合、手数料は CUP 1,200 減額される	

[次頁に続く]

- 1 PCT第22条又は第39条(1)に基づく期間内に要件を満たさない場合、国内官庁は60日以内に要件を満たすよう出願人に求める。補正された出願の翻訳文が提出されない場合、国内官庁は原出願の翻訳文に基づいて手続を行う。原出願の翻訳文の提出がない場合、出願は放棄されたものとみなされる。
- 2 国内官庁は、国内段階移行日に応じて、出願時に第3年度の年金を支払うよう要求することができる。
- 3 出願人が自然人又は公立大学の場合、手数料は40%減額される。
- 4 出願人が自然人又は公立大学の場合、第3年度以降の年金は50%減額される。

C U	キューバ産業財産庁（続き）	C U
国内官庁の特別の要件 （P C T 規則51の2） ⁵	出願人が発明者でない場合，譲渡証⁶ 出願人が異なる場合，優先権の譲渡証⁶ 出願人がキューバに居所又は現実かつ真正の工業上若しくは商業上の拠点を有していない場合，代理人の選任 権利濫用の結果としての開示，公の又は公に認められた博覧会での出願人による開示等の不利にならない開示又は新規性喪失の例外に関する証拠⁷ 国際出願の認証翻訳文2通 該当すれば，電子形式及び紙形式によるヌクレオチド・アミノ酸の配列表，及び両方の形式による配列が同一である旨の宣言書⁸	
誰が代理人として行為できるか？	国内官庁に対して手続をすることが認められた者。代理人として手続可能な者の氏名及び業務用あて名は官報（ <i>Boletín Oficial de la Oficina</i> ）に掲載されている。	
国内官庁は受理官庁による優先権回復の効果を認めるか（P C T 規則49の3.1）？	認めない	
国内官庁は優先権の回復請求を認めるか（P C T 規則49の3.2）？	認めない	

5 P C T 第22条又は第39条(1)に基づく期間内に要件を満たさない場合，国内官庁は適用される手数料の支払を条件として60日以内に要件を満たすよう出願人に求める。出願人はこの期間の満了前に，適用される手数料の支払を条件として，更に30日の期間延長を請求することができる。

6 対応する申立てがP C T 規則4.17に基づき行われていれば，この要件を満たすことができる。

7 公の又は公に認められた博覧会に関する書類は，国内段階移行日から3か月以内に国内官庁に提出しなければならない。

8 この書類は，出願日又は該当すれば優先権主張日から16か月以内に国内官庁に提出しなければならない。

国内段階の手続

CU.01 翻訳文（補充）

国際出願の翻訳文の誤りは、出願時の国際出願の本文を基準として補充することができる（国内段階6.002及び6.003項を参照）。

CU.02 手数料（支払方法）

概要及び本章に表示する手数料の支払方法は附属書CU.Iに概説されている。

DL290/2011 15

CU.03 委任状

出願人がキューバに居所又は現実かつ真正の工業上若しくは商業上の拠点を有していない場合には、委任状を提出して国内官庁との手続を行う代理人を選任しなければならない。見本は附属書CU.IIに示されている。

DL290/2011 8

CU.04 譲渡書

詳細については附属書CU.IIIに示されている証書の様式を参照。出願人が発明者から直接ではなく1人又は複数の第三者の仲介により国際出願の権利を得ている場合、発明者と出願人を結ぶ譲渡書を提出しなければならない。対応する申立てが規則4.17に基づき行われていれば、この要件を満たすことができる。

CU.05 先の出願に基づき優先権が主張され、その出願の出願人が原出願の出願人と同一でない場合には、現在の出願について先の出願の優先権を主張する権利を認める証書の写しを提出しなければならない。対応する申立てが規則4.17に基づき行われていれば、この要件を満たすことができる。

DL290/2011 20.2

CU.06 分割出願

出願人の請求又は国内官庁の要求のいずれかに基づき出願を分割する場合には、国内段階に移行した国際出願と同一の出願日又は該当すれば優先日による利益を受ける。

DL290/2011 32

出願人の請求に基づく出願の分割は、キューバ国内段階移行日から6箇月以内に行わなければならない。国内官庁の要求に基づく出願の分割は、国内官庁からの要求通知日から60日以内に行わなければならない。分割出願の手数料の額は附属書CU.Iに示されている。

DL290/2011 42
43

CU.07 年金

国際出願日から年金を支払い、予備審査が行われているのか否かと無関係に、優先日から30箇月以内に年金を支払わなければならない。年金は有効年度が始まる前に支払わなければならない。支払期間が経過した年金の支払については6箇月の猶予期間が与えられるが、その所定支払額は2倍となる。これらの手数料の額は附属書CU.Iに示されている。

DL290/2011 131-134

CU.08 出願の補正及びその時期

出願人は特許付与前であれば方式上の誤りの訂正請求が可能である。実体的な誤りの場合、出願人は公開前に限り訂正請求が可能であり、訂正が出願時の出願内容を超えてはならない。特許権者又は実用新案権者は、自身の保護権利に対する補正請求が可能であるが、それを適法に正当化する書類を提出しなければならない。この補正に支払う手数料の額は附属書CU.Iに示されている。

DL290/2011 32
36

CU.09 期間を遵守しなかったことによる遅滞についての許容

国内段階6.022から6.027項を参照。国内官庁の通知に60日以内に応答しない場合、出願は放棄されたものとみなされるが、出願人は書面による請求及び対応する手数料の支払に基づき30日の延長を請求することができる。延長手数料の額は附属書CU.Iに示されている。

PCT Art.	25	CU. 10 PCT第25条の規定に基づく検査
PCT Rule	51	関係手続は国内段階6.018から6.021項に概説されている。
DL290/2011	39-41	CU. 11 不服申立
		実体審査後、技術部長は出願の付与、一部付与又は拒絶の決定を行う。出願人が不服の場合には、対応する手数料の支払に基づき、決定の通知日から30日以内に国内官庁の長官に不服申立を行うことができる。不服申立手数料の額は附属書CU. I に示されている。
DL290/2011	119	出願人は国内官庁の長官が行った決定に対して、決定の通知日から30日以内にハバナ市地方裁判所に訴訟を提起することができる。
		CU. 12 実用新案
		CU.14に従うことを条件として、出願人がキューバにおいて特許に代えて実用新案の取得を希望する場合には、第22条又は第39条で規定する行為をする時点で、国内官庁にその旨を表示する。実用新案に関する手数料の額は附属書CU. I に示されている。
DL290/2011	123	CU. 13 権利の回復
	124	出願人が状況において要求される相当の注意を払ったにもかかわらず期間不遵守が発生し、第22条に規定する国内段階移行のための行為を適用される期間内に遂行しなかった場合には、権利回復を請求することができる。出願人が相当の注意を払ったにもかかわらず国内官庁が定める期間が遵守されず、自身の権利が損なわれる場合についても、権利回復を請求することができる。回復は、期間不遵守の原因の解消後60日以内又は適用される期間の終了日から12箇月以内に、書面で請求しなければならない。所定の期間内に履行しなかった行為を完了させ、請求では回復を正当化させる事実及び依拠する事実を述べ、権利回復手数料（附属書CU. I 参照）を支払わなければならない。
PCT Rule	49.6	
D342/2018	78	出願人が次の期間を遵守しなかった場合、権利回復は適用されない。a) 権利回復請求、b) 優先期間、c) 公の又は公に認められた国際博覧会における不利とされない開示に関する書類の提出、d) 異議申立。
DL290/2011	83	CU. 14 出願変更
		国際出願の手続中、国内段階移行後12箇月以内であれば、所定の手数料支払に基づき、出願人は特許出願から実用新案出願に、又は実用新案出願から特許出願に変更する権利を有する。変更手数料の額は附属書CU. I に示されている。
D342/2018	31.3	国内官庁の要求に基づく保護形式の変更は、国内官庁からの要求通知日から60日以内に行わなければならない。

手 数 料^{1,2}

(通貨：キューバ・ペソ)

特 許

出願手数料（公開手数料並びに第1年度及び第2年度の年金を含む） ³	11,040 ⁴
請求の範囲手数料：	
－1つを超える各独立請求の範囲につき	1,920
－複数の各従属請求の範囲につき	2,400
－10個ごとの各従属請求の範囲のグループにつき	1,920
30頁を超える各頁につき	120
補正又は変更手数料	2,400
付与手数料	4,800
優先権主張手数料，優先権ごと	1,200
国内官庁からの求めに対する応答手数料	2,040
国内官庁からの求めに対する応答期間の延長手数料	1,680
変更手数料	3,600
不服申立手数料	4,800
回復手数料	7,200
分割出願手数料.....	8,400
年 金：	
－第3年度	4,800
－第4年度	6,000
－第5年度	7,200
－第6年度	8,400
－第7年度	9,600
－第8年度	10,800
－第9年度	12,000
－第10年度	13,200

(次頁に続く)

1 出願人が自然人又は公立大学の場合，手数料は40%減額される。

2 出願人が自然人又は公立大学の場合，第3年度以降の年金は50%減額される。

3 国内官庁は，国内段階移行日に応じて，出願時に第3年度の年金を支払うよう要求することができる。

4 紙形式及び電子形式の両方で出願した場合，この手数料は CUP 1,200 減額される。

年 金（続き）：

－第11年度	14,400
－第12年度	15,600
－第13年度	16,800
－第14年度	18,000
－第15年度	19,200
－第16年度	21,600
－第17年度	24,000
－第18年度	26,400
－第19年度	28,800
－第20年度	31,200
－6 か月の猶予期間内の遅延支払	対応する手数料の2倍額

実用新案

出願手数料（公開手数料並びに第1年度及び第2年度の年金を含む） ⁵	8,400 ⁶
付与手数料	3,600
分割出願手数料 ⁶	5,760
－5 個までの各請求の範囲のグループにつき	1,920
30頁を超える各頁につき	120

年 金：

－第3年度	3,600
－第4年度	4,800
－第5年度	6,000
－第6年度	7,200
－第7年度	8,400
－第8年度	9,600
－第9年度	10,800
－第10年度	12,000

手数料の支払方法

手数料はキューバ・ペソ建てで支払わなければならない。すべての支払には、出願番号（判明していれば国内出願番号、国内出願番号が不明であれば国際出願番号）、出願人の氏名若しくは名称及び支払手数料の種類を表示しなければならない。手数料はすべて、小切手又は振込で国内官庁に支払わなければならない。

5 脚注3を参照。

6 脚注4を参照。

様 式（附属書CU. II－III）

国内官庁は次の書類を準備している。最新版及びその他の言語については国内官庁ウェブサイト（附属書B）を参照されたい。

附属書 CU. II 委任状

https://pctlegal.wipo.int/eGuide/forms/ax_II_cu.pdf

附属書 CU. III 譲渡証

https://pctlegal.wipo.int/eGuide/forms/ax_III_cu.pdf